復興推進委員会令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年二月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二十四号

復興推進委員会令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員長及び委員の任期）

第一条　復興推進委員会（以下「委員会」という。）の委員長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

3　委員長及び委員は、非常勤とする。

（委員長）

第二条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

（委員長代理）

第三条　委員会に、委員長代理を置き、委員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

2　委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第四条　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第五条　委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第六条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。

（委員会の運営）

第八条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年二月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二十五号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項第三号イ及びロの規定に基づき、この政令を制定する。

（必要な予算を一括して要求し、確保する事業）

第一条　復興庁設置法（以下「法」という。）第四条第二項第三号イの政令で定める事業は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策に係る事業であって、次に掲げるものに係るものとする。

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第四条に規定する警察施設の復旧

二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第二条第三項第三号に規定する復興特区支援貸付事業

三　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等

四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七条に規定する消防の用に供する施設の復旧

五　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十五条第一項（同法第八十三条、第百十八条、第百二十条、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項、第七十七条第一項（同法第九十一条において準用する場合を含む。）、第八十七条第一項、第九十九条第四項、第百四十一条第三項、第百四十六条及び第百五十二条の規定による国の補助

六　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条の規定による国の負担

七　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事業

八　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第七条の規定による国の補助

九　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する救助

十　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十七条の十に規定する事業

十一　母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条に規定する母子福祉資金貸付金及び同法第三十二条第五項に規定する寡婦福祉資金貸付金の貸付け並びに同法附則第三条第一項及び第六条第一項の規定による貸付け

十二　雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条に規定する職業転換給付金の支給

十三　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条に規定する能力開発事業

十四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第一号に掲げる施設の災害復旧事業